

ヨーゼフ二世治下ハプスブルク君主国における「批判の自由」と言論紀律化

——セーケイ事件をめぐるパンフレット騒動——

上村 敏 郎

はじめに

「批判は、それが誹謗文書でない限りは、領邦君主から最下層の人々に至るまで、望むなら誰に対しても行つてかまわない」¹⁾。一七八一年六月一日に発布された検閲法第三条は、このように「批判の自由」を保障している。この新検閲法は、「出版の自由の拡大」に寄与し、比較的自由な言論空間を創出したとされる。本稿では、ヨーゼフ期の「批判の自由」が出版者によつてどのように用いられ、政府によつてどのように管理されていたか、一七八六年にウィーンを騒がしたセーケイ事件とそれをめぐる印刷物を事例に明らかにする。

ハプスブルク君主国における「出版の自由」というテーマを扱うとき、一つの史料的問題に向き合う必要がある。二〇世紀初等から半ばにかけて、ヨーゼフ期の検閲研究は大いに前進した²⁾。しかし、一九二七年の司法省火災および第二次世界大戦によつて焼失してしまった検閲関連文書も多く、中央政府の公文書を史料に検閲を研究するアプローチはほぼ不可能になつてしまつた³⁾。けれども、文学史家を中心にヨーゼフ期の出版

物研究が始まり⁴⁾、歴史学領域でもパンフレットを基にした公共圏研究が現れている⁵⁾。

こうした出版研究において、ヨーゼフ期に成立した「出版の自由の拡大」および「批判の自由」は、ハプスブルク君主国における市民的（政治的）公共圏の成立と結びつけられ、理解される。しかし、ポディが使用した「雪解け」という言葉が暗示するように、ヨーゼフ期の出版の自由には、最初から「寒の戻り」が想定されていた。そこで実際に即した「批判の自由」の運用と管理に着目すると、こうした出版物は、市民的公共圏の成立の兆しとして理解するよりも、啓蒙専制体制における知識人と政府とのコミュニケーションの場として捉えなければならぬことがわかる。だつたらう。「批判の自由」は、公の言論空間で政治的議論をする自由を臣民に与えたとされるが、実際にそれを行使したとき、批判される対象がそれによつてどのように対処したのか、またそれを受けてどのような議論が展開されたのか、考察をしなければならぬ。

本稿では、「批判の自由」の実態を解明するために、まず印刷メデイ

アの性質について整理する。次にセーケイ事件を事例として取り上げ、印刷メディアがどのように事件の情報を扱い、伝達していったのかを明らかにする。その上で、セーケイ事件を扱ったパンフレットをきっかけに起こった出版者ゲオルク・フリリッパ・ヴーヘラーへの非難を題材に「批判の自由」とその背後に想定される言論規律化の動きを解明する。

一、情報伝達メディアとしての印刷物

一〇一、新聞

ドイツ語圏で最初の活字新聞は、すでに一七世紀に出版されている。一六〇五年に書籍商ヨハン・カロルス (Johann Carolus) がシユトラスブルクで出版した。これは毎週郵便で届く書簡に記された情報を印刷複製させたものであった。手写しや口頭によつてのみ複製し得た情報が活版印刷によつて容易に大量複製できるようになったという点で、活字新聞は情報伝達メディアの画期となった。一七世紀から一八世紀初頭にハプスブルク君主国でも後に『ウィーン新聞』(Wiener Zeitung) と名を変える『ウィーン日録』(Wienarisches Diarium) などの週刊新聞が誕生した。一八世紀初頭には約六〇紙の新聞が全ドイツ語圏に存在し、世紀末までにその数は三倍にもふくらんでいた。

また一八世紀を通して行なわれていった郵便網の整備は、定期的な文通を可能にし、情報ネットワークの緊密化に貢献した。さらに、配達速度の改善も見られ、たとえば、ハンプルクからウィーンまで郵便馬車は一七四〇年では二二六から二八八時間(九〜二二日)かかっていたが、

一七九五年には一九二時間(八日)、速達二一〇時間(四日半)で済むようになった。これは情報伝達の速度が増加していったことを示している。

一八世紀末の新聞も基本的には新聞編集者と契約した通信員の手紙を情報源としていた。近世の新聞には見出しが存在しなかつたので、記事には情報源の場所と日付しか記載されることが普通であった。新聞メディアはあくまでも遠方で起きた出来事に関する情報を伝達することを目的としていたので、事件を報道するが、基本的には解説や論説を掲載しなかつた。

では、新聞の重要な情報源であつた通信員が果たしていた役割とはどのようなものだったのだろうか。まずはミュンヘン出身の作家ヨハン・ペツル (Johann Pezsl) の例を見てみよう。彼は、チューリッヒで文筆活動を行なつたのち、一七八三年にウィーンへと移住した人物である。ペツルはチューリッヒ滞在中にヨハン・カスパー・リースベック (Johann Kaspar Risbeck) やペーター・アドルフ・ヴィンコップ (Peter Adolph Winkopp) などのドイツの啓蒙主義者やチューリッヒの書籍商ヨハン・ハインリッヒ・ハイデッガー (Johann Heinrich Heidegger) と深く交際していた。ハイデッガーは、『チューリッヒ新聞』を出版しており、ペツルはウィーン移住後『チューリッヒ新聞』の通信員となり、ハイデッガーに書簡で情報を送つていた。しかし、一七八五年ペツルは宰相カウニッツ＝リートベルク侯爵 (Wenzel Anton Reichsfürst von Kaunitz-Rietberg) の官房秘書官になつたために、政治的

は、その場になかった人も含め、誰でも批評を可能とするという意味でも画期的なことであった。しかし、本稿で扱うサーセイ事件に関しては、ハプスブルク君主国内の雑誌は主体的な役割を果たしていない。

一三、パンフレット

パンフレットあるいはビラは、比較的古くからある印刷メディアの一つである。雑誌や新聞に比べて、比較的安価で素早く大量に出版できるところに特徴がある。パンフレットは戦争や革命などの大きな歴史的事件と結びついて特定の時期に爆発的に増加する¹⁹⁾。しかし、パンフレットを正確に定義することは難しい。ボディは、アントン・フォン・ゴイスウ男爵 (Anton Freiherr von Gausau) の編纂した約八〇〇点の著作カタログに基づいて、パンフレットを平均価格一クロイツァーで六四ページ程度の仮とじ本と定義している²⁰⁾。基本的に、安価でページ数の少ない小型本を想定しているこの定義に問題はないと考えられる。ただし、実践においてパンフレットの定義は非常に曖昧なものであった。一七八九年七月二日に発布されたボヘミアの書籍商および印刷業者にあてた勅令からは、何をパンフレットと定義するのかについて、同時代人の混乱を読み取れる。パンフレットの定義に焦点が当たったのは、印紙税の導入がきっかけである。印紙税は新聞、雑誌、パンフレットには課されるのであるが、「正式な著作」(ordentliches Werk) は課税対象から除外されていた。しかし、書籍商や印刷業者にとつて、何がパンフレットであり、何が「正式な著作」であるか、正確に判断できなかつた。こうし

た抗議を受けた政府の回答は、「この「それがパンフレットであるかどうかの」決定はケースバイケースで、問題になっている書籍の内容とその都度の状況に応じて行なわれなければならない」というものであった。これは政府にとつてもパンフレットの定義は曖昧であり、その基準は書物の形態ではなく、内容であったことを示している。

パンフレットはページ数の少なからず学術論文にはほど遠いものであったが、「民衆の間に対象に関する正確な概念や意見を広めるために」、非常に有用であると、有名な啓蒙詩人であり検閲官でもあったアロイス・ブルマウアー (Aloys Blunauer) は述べている²¹⁾。内容的にパンフレットはあらゆるものを対象としていたが、それを深く掘り下げることは稀であった。それにもかかわらず、パンフレットは理論的に啓蒙実践、特に民衆啓蒙のために貢献しうるものであった。読書習慣のない未熟な読者にとつて、平易な内容のパンフレットは、新しい情報を自分で得るための良い素材になりえた²²⁾。

パンフレットは、新聞や雑誌と異なり、連続性や周期性を持っていないが、その分、時事問題に対応ししやすい柔軟性や速報性を持つていた。注目される事件や問題が生じれば、それを扱うパンフレットはすぐに出版され、パンフレットの連鎖を引き起こすことも多かった。こうしたパンフレットの連鎖は、ある種の公開対話と見なすことができ、議論の深化に役立つこともあった。しかし、パンフレットの多くは時間の経過とともに価値のないものと見なされ、読了後は包み紙など他の用途に使用されることもあった。こうした短命も特徴と言えよう。

また、匿名メディアであることも大きな特徴である。雑誌や新聞は編集者や発行人がはっきりしている場合がほとんどであるが、パンフレットに関しては匿名で出版地を偽装して出版されることも多かった。これは過激な話題を取り扱うことを可能にする一方、情報の信憑性を低下させることにもつながっている。編集者が有名な啓蒙知識人であった雑誌とは、この点で大きく異なる。こうした玉石混淆のパンフレットにとつて、信頼のある書評誌の評価は非常に重要なものであった。新聞や雑誌と異なる特徴を持っているパンフレットであるが、ヨーゼフ二世治世下においては最も規制を受けない自由なメディアであり、良くも悪くも「批判の自由」を行使するのに適していた。

パンフレットの標準的な初版発行部数は二〇〇から五〇〇部程度だったと考えられる。²⁴これは決して多くない。しかし、パンフレットがカフェハウスや図書館、読書協会にも置いてあったことを考えると、それが日常生活に組み込まれたメディアであり、その公衆に対する影響力は無視できないものであったと推測できる。

一―四、まとめ

本章では、一八世紀後半における印刷メディアの性質を整理した。フランスのアンシャンレジーム下の出版文化研究を行ったロバート・ダートンは、メディアが相互作用を起ししながらニュースが伝達されていくという情報流通モデルを提起している。²⁵ダートンが示したような一八世紀におけるメディアの情報流通モデルと印刷メディアの性質を関連

付けて考えると、各メディアがそれぞれの特徴を活かし、相互作用しながら、ある情報がはらむメッセージを強化していったのではないかという想定は、それほど間違っていないように思える。本章では、実際の事件を通して、情報流通のあり方を確認し、「批判の自由」がどのように運用され、またどのように管理されていたかを考察する。

二、セーケイ事件における情報流通

二―一、セーケイ事件とは

セーケイ事件を扱った出版物を分析する前に、事件に至るまでのウィーン出版界の動向を概観しておく。ヨーゼフ二世単独統治開始直後の一七八一年から八二年にかけて、寛容令をはじめとする重要な宗教政策がなされたこともあり、教会と国家の問題に関してカトリック教会側と改革派との間で激しい出版論争が行なわれた。ヴァンガーマンが指摘しているように、政府に委託された作家たちがこぞって教会批判パンフレットを執筆し、それに対してウィーン大司教ミガッツィ (Christoph Anton von Migazzi) を中心とするカトリック教会側も批判に応じる姿勢を見せていた。その後しばらく、出版ブームは沈静化するが、一七八三年末から一七八四年にかけて出版された『ウィーンからの手紙』と『ベルリンからの手紙』をきっかけにしてウィーンの「啓蒙」に関する議論が生じている。山之内克子は、それをウィーン啓蒙知識人が自己批判の視点を持つ重要な転機として指摘している。²⁶そして、一七八四年から八五年にかけて、ヨーゼフ二世の絶対主義的統治が批判の対象となっ

た。こうした背景には、ヨーゼフ二世がハンガリー王戴冠を拒否し、ハンガリーの領邦議會を招集することなく、伝統的な国法を無視した国制改革を断行したことが挙げられるだろう。一七八五年ウィーンの出版者ゲオルク・フィリップ・ウーヘラー (Georg Philipp Wucherer) のところで出版された『ありそうもないこと』は、ハンガリーのコマードム出身のヨーゼフ・グロッシンガー (Joseph Grossinger) がハンガリー貴族の立場を代弁し、ヨーゼフ二世の統治手法を暗喩的に批判したパンフレットであった²⁷⁾。そして、一七八五年一月にフリーメーソン勅令が發布され、フリーメーソンが国家の統制下に入れられると、ヨーゼフ二世に対する批判は頂点に達し、フリーメーソン・パンフレットの氾濫が起きた。更に一七八六年三月、強盗殺人犯フランツ・デ・パウラ・フォン・ツァールハイム (Franz de Paula von Zelheim) がウィーンで残酷な車輪刑に処せられると、刑法上におけるヨーゼフ二世の専横が問題となった。長らくウィーンで行なわれていなかった死刑執行が当時の知識人に与えた衝撃は大きく、ヴーヘラーは『ツァールハイムが裁判官の無知の犠牲者として強者の暴力によって処刑されたことの証明』というパンフレットを出版し、ヨーゼフ二世およびウィーンの司法制度を批判している。一七八六年四月に書籍業振興と業務合理化の観点から事前検閲廃止がなされ、検閲制度は一層の自由化に向かっている²⁸⁾。こうした状況の中でセーケイ事件は起きた。

事件を起こしたラディスラウス・セーケイ (Ladislaus Freiherr von Székely) とはごつたいごのような人物だったのだろうか。彼の生年はわ

からないが、彼は一六世紀頃から続くハンガリーの男爵家系の出身であり、軍隊でのキャリアを積んでいる。一七四四年に第三四歩兵連隊に配属され、翌年少尉、一七五三年中尉、一七五八年に擲弾兵部隊の大尉に昇進し、その翌年、連隊長付将校となった。一七六八年四月八日ハンガリー貴族近衛隊に入隊し、同年六月から首席近衛隊長 (Oberst i. Gardemeister) の位にあり、一七七三年二月一七日に中佐 (Oberleutnant) に昇進した。一七七〇年からは、近衛隊金庫の管理を任されていた²⁹⁾。あるパンフレットの情報によると、彼は七年戦争の英雄として記憶されており、化学研究の分野でも有名な人物であったようだ³⁰⁾。マリア・テレジアの夫、神聖ローマ皇帝フランツ・シュテファンが所属していたフリーメーソンのロージェ「三つの戒律」の一七四三年三月二日付議事録で彼の名前は確認でき、その後続ロージェ「戴冠された希望」では、代表親方 (Deputierte Meister) として活動しており、多くの啓蒙知識人が所属していた「真の調和」とも交流していた³¹⁾。彼はプロイセンで有力な会員を集めていたローゼンクロイツァーの一員でもあったようだ。また、ウィーンの改革派教会建立の際に寄進していることから、改革派プロテスタントであったと推測される³²⁾。

セーケイ事件は、大きな歴史の流れからすると取るに足らない横領事件である。ハンガリー貴族近衛隊中佐セーケイが公金横領を働き、懲役八年の刑に処せられることになった。しかし、皇帝は恩赦で刑罰を懲役四年とホーエンマルクトでの三日間の晒し刑に変更した。これが事件の顛末である。こうした些末な事件にもかかわらず、犯人であるセーケイ

が高名なハンガリー貴族であり、またその彼が晒し刑に処されたことで大きな注目を浴びた。そして、この点がこの事件を大きな歴史の流れに接続する鍵となっている。すなわち、ハンガリー高位貴族に対する名誉刑は、ハンガリーに対する国制改革でくすぶっていたハンガリー諸身分の不满を刺激し、辛らつな皇帝批判に転化する可能性を最初から秘めていた。そして、セーケイ事件の場合、事件を実際に皇帝批判と直接結びつけた印象的なパンフレットの出版が情報伝達及び議論の広がりにな大きな影響を与えた。それはこれからの論証で明らかになるだろう。⁴³⁾

二二、印刷メディアの動向

セーケイ事件を扱ったメディアには、どのようなものがあつたのだろうか。本節では印刷メディアの報道をいったん整理する。

筆者が今回確認した新聞は、『ウィーン新聞』、『プレスブルク新聞』、『ブリュン新聞』、『プラハ郵便新聞』、『エアランゲン実報』の五紙である。これら五紙はどれも週二回発行の八折ドイツ語新聞であり、『エアランゲン実報』以外はハプスブルク君主国内で発行されていた新聞である。『ウィーン新聞』、『ブリュン新聞』、『プレスブルク新聞』、『プラハ郵便新聞』はそれぞれ程度の差はあるにせよ宮廷新聞の一種と考えることができる。それに対して、『エアランゲン実報』は、君主国内の宮廷新聞とは異なる立場で情報を伝達していた。この新聞はバイロイト辺境伯領の都市エアランゲンで発行され、君主国内に起きた事件を *Was den k. k. Statten* という枠組みでまとめて紹介している。ウィーン宮

表1 新聞五紙におけるセーケイ事件関連記事の号数

	『ウィーン新聞』	『プレスブルク新聞』	『ブリュン新聞』	『プラハ郵便新聞』	『エアランゲン実報』
5月		(37-39?), 41			35, 36, 40.
6月		50	49	47	46, 47, 48, 49.
7月			53, 59	58, 59, 60	51, (52?), 54, 56, 57, 58
8月	62	61	61, 63, 67	61, 63, 64, 65	62, 63
合計	1	3	6	8	14

廷の干渉を直接受けないうため、比較的自由な立場から報道を行なうことができた。また『エアランゲン実報』は一七八六年頃から一七九二年頃までウィーンの出版業者フォルストベルガーによって海賊出版されている。

セーケイ事件に関する記事が見られる一七八六年五月から八月までの各紙の号数を表にすると、表一のようになる。²⁹⁾

この表を見れば、各紙の報道回数に偏りがあることがわかるだろう。興味深いことに、『ウィーン新聞』は、ほとんどこの事件について報道していない。それに対して最も多く報道しているのは『エアランゲン実報』である。五月から八月までに発行された三五号分のうち一四回、セーケイ事件に関する記事を掲載している。これは、編集者が事件に関心を抱いていたと考えられるだけでなく、あとで確認するとおり『エアランゲン実報』を舞台に情報戦が行なわれていたことによるものである。では、ハプスブルク君主国内の新聞各紙の報道については、どのように考えることができるだろうか。まず一七八一年六月一日の宮廷勅令で検閲許可 (Imprimatur) なしで新聞を印刷することは禁止されている。一七八四年二月一七日の政府勅令で「新聞に付録としてつけられたり記載されたりした通達に関して、市長が許可を与えるべきではなく、政府の認証を必要とする」として新聞の掲載される勅令や法規の通達に対して積極的な関与の姿勢を見せている。新聞は他の出版メディアに比べて統制が強かったため、国内事件の報道が抑制的になっていたのではないかと推測できる。

前章で確認したとおり、通信員のもたらす情報に基づく新聞記事には、

偏向があり、客観的なものでなかった。本節では、どのような情報を取り扱っていたかに焦点を当てて整理する。

五月に行なわれた新聞報道は、誤報を含むセーケイに下された判決内容に関する類推記事である。実際に刑が確定し、執行された六月七日以降になって、セーケイ事件の正しい情報が報道された。七月になると、皇帝を批判するパンフレットの出版とセーケイの釈放という二つの話題が報道の中心を占めた。そして、八月の報道はそのパンフレットの作者および出版者の正体がテーマとなっている。こうしてみると、情報の重点が時を経るにつれて移り変わっていることがわかる。新聞で取り上げられるテーマの変化は、公衆の関心の変化に相応していると考えられる。つまり、判決内容や執行時の様子といった事件そのものから事件を取り扱ったパンフレット自体へと関心が変化したのである。

次に雑誌メディアであるが、確認したもので事件に言及したものは、以下の書評誌と政治雑誌である。これらは全て君主国外で出版されたものである。³⁰⁾

事件に関する記事を最も早く掲載したのは、『政治ジャーナル』(Politisches Journal) 六号である。続いて、『歴史ファイル』(Historisches Portefeuille) 七号でも他の司法事件とともに取り上げられている。ドイツ語圏で比較的広範に読まれていたとされる雑誌『ドイツ・メルクーア』(Der teutsche Merkur) や『ドイツ・ムゼウム』(Deutsche Museum) では事件に関する記事は確認することができない。セーケイ事件を扱ったパンフレットに関しては、『胡椒と塩』

表2 セーケイ事件言及雑誌一覧

雑誌名	出版地	巻号	出版年	内容種別
『政治ジャーナル』	ハンブルク	6, 8	1786	ニュース、論考
『歴史ファイル』	ウィーン、プレスラウ、 ライプツィヒ、 ベルリン、ハンブルク	7, 9	1786	ニュース、論考
『胡椒と塩』	ザルトツブルク	2	1786	論考
『国事報知』	ゲッティンゲン	9_34	1786	パンフレット 抜粋紹介
『総合ドイツ叢書』	ベルリン	75_1 76_1	1787	パンフレット書評
『1786年版司法書年鑑』 『1789年版司法書年鑑』	ライプツィヒ	2 2	1787 1789	パンフレット書評
『ドイツの観察人』	チューリヒ	8_24	1788	パンフレット言及
『ドイツ月報』	ベルリン	1	1790	論考

(Pfeffer und Salz) が取り上げて批判したのを皮切りに、八月にシユレーツマー主幹の『国事報知』(Stats-Anzeigen) 九巻三四号が紹介。一七八七年に入って『一七八六年版司法書年鑑』(Bibliothek der neuesten juristischen Literatur für das Jahr 1786)、『総合ドイツ叢書』(Allgemeine Deutsche Bibliothek) の法学書の欄に書評が出ている。『総合文芸新聞』(Allgemeine Literatur-Zeitung) には取り上げられていないようだ。一七八八年に『ドイツの観察人』(Der Deutsche Zuschauer) の連載記事「オーストリアの文芸および書籍業の状況に関するウィーンからの手紙」(Briefe aus Wien über den Zustand der Literatur und des Buchhandels in Oesterreich) がこのパンフレットに言及している。一七九〇年には『ドイツ月報』(Deutsche Monatschrift) がヨーゼフ二世崩御の際に寄せられた論考の中で、わずかではあるが、セーケイ事件に触れている。こうしたハプスブルク君主国外発行の雑誌がセーケイ事件およびそのパンフレットを取り上げたことは、セーケイ事件とパンフレットがドイツ語圏全体で注目を浴びたことを示している。特に書評誌がセーケイ事件パンフレットを取り上げ、ドイツ語圏に広く紹介したことは、この事件が単なる地方の刑事事件以上の要素を含んでいたことを示唆する。

表三は今回参照した二〇冊のパンフレットである。

事件を直接主題としたパンフレットは、七冊ほど確認することができた(上から七点)。そのうち四つがウィーンで出版されたものと考えられ、残りはそれぞれアウグスブルクおよびプラハで出版されている。た

表3 セーケイ事件および出版騒動関連パンフレット一覧

著者	タイトル	出版地	出版者	出版年
匿名[J. J. フェーツァー?]	『セーケイ近衛隊中佐の犯罪と刑罰に関する率直なコメント』	ウィーン	ヴーヘラー	1786
匿名	『セーケイ近衛隊中佐の犯罪と刑罰に関する率直なコメントの著者に宛てて』	ウィーン	ヴーヘラー	1786
K. ラクナー	『セーケイ近衛隊中佐の犯罪と刑罰に関する率直なコメントへの応答』	ウィーン	ハルトル	1786
匿名	『セーケイ近衛隊中佐の犯罪と刑罰に関する率直なコメントのテキストへの注釈』	アウグスブルク	シュターゲ	1786
匿名	『セーケイ近衛隊中佐の犯罪と刑罰に関する率直なコメントへの反論』	不明	不明	1786
匿名	『セーケイの擁護者はセーケイよりも罪深い、ヨーゼフに宛てて』	ブラハ	ゲルレ	1786
匿名	『セーケイの判決によって何が保持されるのか』	不明	[ヴーヘラー ⁽³⁶⁾]	1786
J.ラウテンシュトラオホ	『あとどのくらい？ヴーヘラーのゴミくず商売に関する当局への愛国的な質問』	ウィーン	[ホーエンライトナー]	1786
[G. PH.ヴーヘラー]	『誹謗者による誹謗文書への付録』	ウィーン	ヴァイマール	1786
[ツィラー]	『誹謗文書「あとどのくらい」に対する卸売商兼書籍商ゲオルグ・フィリップ・ヴーヘラーのための建白書』	ウィーン	ヴァイマール	1786

だし、現存しないものや検閲許可が下りずに出版されなかったものも想定され、実数はもつと多かつたと考えられる⁽³⁷⁾。こうしたパンフレットは七月、八月に集中して発行されたと考えられ、熱しやすく冷めやすいパンフレットメディアの特質を体現している。本稿では、現存する七冊のみを考察の対象としたい。最初のパンフレットは七月に出た『セーケイ近衛隊中佐の犯罪と刑罰に関する率直なコメント』である。そして残り六冊中五冊がこのパンフレットに対する反論や注釈になっている。一連のパンフレット出版は『率直なコメント』を端緒とする連鎖であったといえる。いや、連鎖したのはパンフレットだけでなく。前述の通り、『率直なコメント』は多くのメディアによって紹介され、論評され、批判された。これはセーケイ事件をめぐる情報コミュニケーションの中で大きな画期をなしていたことを意味する。このパンフレット出版以降、メディア上の関心は事件の顛末よりも『率直なコメント』自体へと移っていった。それは新聞報道にも顕著に表れている。そして、『あとどのくらい？ヴーヘラーのゴミくず商売に関する当局への愛国的な質問』（二七八六年八月）は、こうした皇帝批判パンフレットの出版自体を問題にした。これに対して出版者ヴーヘラー側からの反論パンフレットが二冊ほど出版されている。このパンフレット群は、啓蒙専制主義下における出版の自由の問題を浮き彫りにした。

二―三、事件の語られ方

それでは、実際に事件はどのように語られていたのだろうか。判決ま

での新聞の事件報道について見ていきたい。セーケイ事件について最初の報道があったのは、一七八六年五月五日付『エアランゲン実報』三五号である。ここではウィーン最高司法庁によってセーケイに死刑判決が下され、「助命嘆願が行われたが判決が軽減されなかった」こと、今週射殺される予定という情報が提供されている。⁴⁸ 続く五月九日三六号では「宮廷軍事顧問会議の死刑判決は、変更あるいは認可のために未だに君主のところにとどまっている」とある。この記事では、判決主体が最高司法庁から宮廷軍事顧問会議へと変更され、執行が延期されている状況が描かれている。また五月二三日付四〇号では判決がハンガリー諸身分の嘆願によって「懲戒免職および、四年の懲役刑」になったと報じられている。⁴⁹ 五月二四日付『プレスブルク新聞』四一号も死刑が執行されたとする誤報をわび、「彼が四日に射殺のために軍事裁判所に連行されたというのは単なる民衆の噂であり」、新裁判規則によって、「軍隊では死刑判決を受けた犯罪者はまず軍事裁判所によって裁きを受け、その後免職され、犯罪者に関する死刑執行を委ねられた市民刑事裁判所に引き渡される」と解説を加えている。そして、セーケイが恩赦によって死刑から終身刑に減免されることを希望的に観測している。⁵⁰ この記事では、死刑執行が単なる民衆の噂だったことが明かされている。こうした新聞報道は、当初セーケイは死刑になると考えられていたこと、それが単なる民衆の噂でしかなかったことを示している。このことから何がわかるだろうか。セーケイが死刑になるという噂は、同年三月一〇日に執行されたツァールハイムの公開死刑と無関係ではないだろう。各新聞の通信員

が民衆の噂を真に受けてもおかしくない空気がウィーンに存在していたとも考えられよう。

六月七日に下された実際の判決は、『エアランゲン実報』と『プレスブルク新聞』⁵¹の中で報じられているが、情報の異同と挿話の違いが存在する。情報の差異は①軍籍剥奪の描写、②判決に対する君主の介在、③横領額、④セーケイ夫人所有の邸宅の場所であり、また挿話もハンガリー諸身分による恩情（『エアランゲン実報』）と夫人の気絶（『プレスブルク新聞』）と異なっている。このことから第一にそれぞれの新聞が持っていた情報のソースが異なることがはつきりとわかる。『エアランゲン実報』の報道は、軍籍剥奪の様子を克明に描くことによってセーケイに対する同情を集めようと意図している。ほかの号でもたびたびハンガリー諸身分による嘆願や恩情が描かれていることから、『エアランゲン実報』への情報提供者にはハンガリー諸身分と近い立場のものがいたことが推測される。一方『プレスブルク新聞』の報道では、君主の判決への関与が記されている。おおむね中立的な報道であるが、夫人の気絶の情報も、その後展開される名誉刑に対する批判を予感させるものである。判決後の新聞報道には、セーケイに同情する人々の様子と並んで、皇帝がセーケイの家族を手厚く支援したことを思わせる記事が散見している。『エアランゲン実報』によれば、セーケイ夫人は年金三〇〇グルデンを受給することになり、また軽騎兵連隊の旗手をしていた彼の息子は少尉に昇進している。フリーメーソン団体もセーケイに一〇〇ドゥカーテン寄付していた。更には移送中に死亡との誤報記事を掲載している。⁵²

『エアランゲン実報』はやはりここでも意図的にセーケイに対する同情を集める報道を行なっていたと考えることができるだろう。こうした措置に対して七月四日付『ブリュン新聞』五三号は公正かつ慈悲深い皇帝像を強調している。「陛下は船引刑に処せられた版画家の子供達に年間二〇〇グルデンの年金を与えた。また横領犯S z中佐の軍務に就いている息子達を昇進させた。君主は、階級も身分も生まれも罰せられるに値する者たちにとつて何の妨げにもならないことをお示しになった。しかしまたその恥辱は犯罪者にしか降りかかるべきではなく、その家族に責任がないのなら、その恥辱が及ぶべきでないことをお示しになられた」。

これまで見てきた新聞報道の中では、二種類の立場を確認することができる。すなわち、セーケイに同情的な公論と皇帝の正義を強調する公論である。両者とも皇帝を批判するものではなく、また必ずしも対立するものでもない。しかし結局、皇帝の正義を強調する公論に同情が批判に変化することを妨げる力はなかった。

二一四、情報の広がり

新聞メディアが事件について報道する一方で、一七八六年七月、ウィーンで一つのパンフレット『セーケイ近衛隊中佐の犯罪と刑罰に関する率直なコメント』が匿名で出版された。⁴⁶ このパンフレットに関しては、出版者突き止める論争が起きたおかげで出版の経緯がはつきりと分かっている。出版者はゲオルク・フィリップ・ヴーヘラー⁴⁷で、著者は不明（「ハン・ヤーコプ・フェーツァー (Johann Jakob Fezer)」という説が

有力)⁴⁸、ラテン語活字で八折判二二ページのものである。このパンフレットは皇帝の判断で許可され、ウィーンで飛ぶように売れた。あるパンフレットの著者によれば、発売後二日で第三版が作られる状況であり、また別の著作によると、販売価格はヴーヘラーが決定し、初日に三〇クロイツァー、その後一五クロイツァーで販売され、第六版まで増刷された。⁴⁹ 売れ行きのごさについては『プラハ郵便新聞』でも報じられており、『率直なコメント』は「初日にすぐ一五クロイツァーで六〇〇部以上売れ」たので、他の出版者が急いで海賊版をつくり、六クロイツァーで販売したとのことである。⁵⁰ その海賊版は四〇〇〇部程度売れたようである。ウィーン市役所内のウィーン図書館には、一〇ページの二クロイツァー版も残っている。これらの情報を総合すると、このパンフレットが一日の内に複数の版を重ね、総計一万部程度販売されたことになる。『率直なコメント』はヨーゼフ期に出版されたパンフレットの中で最高の売れ行きを誇ったものであり、ウィーンで大きな反響を呼んだことは想像に難くない。

『率直なコメント』には新聞報道になかった新情報が含まれていた。横領の真犯人としてすでに死亡している近衛隊会計係ラクナーを登場させる。その根拠としてセーケイが会計業務を全く行なっておらず、常にラクナーに金庫の鍵を預けており、またラクナーが不相応な浪費をしていたことなどを挙げたのである。⁵¹ また、判決の決定プロセスに関して新しい情報を提供している。すなわち、まず軍法が自由もなく有罪立証もできなかったことから懲役六年の判決を下し、その判決を監査した宮

廷軍事顧問會議が懲役八年に変更した。それを恩赦で皇帝が懲役四年かつ名譽刑へと変更した。『エアランゲン実報』も『プレスブルク新聞』も三段階にわたって行なわれた判決の変更プロセスを描いてはいない。つまり、新聞が報道しなかった情報をパンフレットが提供したことになる。その上『率直なコメント』は、刑罰の変更と被告による無罪立証責任に関する二つの皇帝の指示を史料として引用した。⁵⁴これは、パンフレットの著者が皇帝の指示文書を手に入れるネットワークを持っていたことを示唆している。

『率直なコメント』は、こうした事実整理を行なった上で、事件の解釈、判決の解釈を始める。セーケイの罪は横領ではなく、彼の怠惰な性格にある。会計の混乱を解決するために錬金術に没頭したことに責任があった。しかし、怠惰の罪を問うならば、同様にセーケイに信任状を送っていたマリア・テレジア、セーケイに一度も会計報告を求めなかった近衛隊長エステルハージ侯爵、監督官庁として管理が不十分であったハンガリー・トランシルヴァニア宮廷政庁にも責任を求めるべきである。そして、このような状況の中でそもそも懲役八年という刑罰が適当だったのか疑問であり、セーケイは専制の犠牲者であったと結論づけられる。彼は皇帝の専制を次のように糾弾している。

「今も昔も、あらゆる教養ある民衆のもとでは、君主たちは裁判所によって犯罪者に下された判決を恩赦で軽減することにいそしんでいる。私たちのもとでは、制限なき専制政治の証明をなしえるという魅惑的な楽しみを大いに味わうために、むしろそうした判決を厳罰化することが

流行っている。かわいそうなセーケイ！おそらく、天気のように気まぐれな君主の鼻にハエが止まったその瞬間に、おまえの事件調書が提出され、彼が怒りのうちにおまえに恥ずべき判決を下したことは、おまえの哀れな運命の玉の中に書き留められていたに違いない。なんて運の悪い男だろう！おまえは君主の気まぐれの犠牲者だ！おまえは非人道的な暴君の心の残酷な犠牲者だ！感情の人よ、言ってくれ、正義の人よ、言ってくれ！どんな君主が判決を厳しくすることができるのだ。暴君だ！どんな君主が人間の権利を足蹴にすることができるのだ。暴君だ！どんな君主が法と司直をあざけることができるのだ。暴君だ！！！どんな君主が刑事事件で己の恣意に従って行動するのだ。暴君だ！！！」⁵⁵

ここで皇帝は「暴君」(Tiran)と描写されている。彼は法に縛られることのないヨーゼフの統治を専制とし、その正統性に異議申し立てをしているといえよう。更にセーケイに下された「二時間舞台に立つという刑罰はこれまで聞いたことのないような異常なものである」として皇帝の恩赦を厳罰化として捉えている。そして、こうした刑罰の背景にある皇帝の意図を次のように推測した。「セーケイがフリーメーソンあるいはローゼンクロイツァーでなかったならば、見せしめ刑には処せられなかったと思う。君主はフリーメーソンに彼らの保護が何の役にも立たないことを示したかったのだ」⁵⁶。つまり、フリーメーソンに対する個人的憎悪がセーケイに対する名譽刑の原因となったと主張した。また、皇帝が提示した横領の被疑者には自らの無罪立証責任があるという原則に対しても疑問を呈している。そして最後にセーケイの刑罰に同情すること

もなく、見せ物として楽しむ物見高いウィーンの民衆に対して苦言を呈してパンフレットは終わっている。

前にも述べたとおり、このパンフレットは飛ぶように売れたため、すぐに言論界の中で話題になった。七月十四日付『エアランゲン実報』五四号では『率直なコメント』を「君主に対するあらゆる畏敬の限界を越える内容の書物」とし、「ヨーゼフ二世を攻撃する小型本を自分一人の投機のために出版しているある男」を出版者だと推定している。そして「すでにハンガリーの至る所で数冊流通しているので」、厳しい措置がとられると予測している⁵⁷。この記事の情報提供者はその後ヴーヘラーを激しく非難するパンフレットを書いたヨハン・ラウテンシュトラオホである。彼は遠回しな表現ではあるが、パンフレットの出版者がヴーヘラーであると示した。また、ハンガリーでの流布を問題視している点にも留意しておく必要がある。ラウテンシュトラオホは、後に彼が執筆したヴーヘラー批判でもわかるとおり、このパンフレットをハンガリーでの煽動活動の一種と捉えている。

ただ、前述の通り、出版は許可された。この出版許可に関して、「ヨーゼフの節制と偉大さの新たな証明」であり、「我々が出版の自由の実現の証明」であると『政治ジャーナル』の情報提供者はたえている⁵⁸。君主批判を許容する姿勢は、啓蒙の時代において、君主の名望を獲得する役割を担う一面もあった。しかし、このパンフレット許可は別の側面からも捉えられていた。すなわち、パンフレットが皇帝の決定に影響を与えたという見解である。七月二四日付『エアランゲン実報』五七号は、

セーケイが「ウィーン、プレスブルク、オーフエン、そしてベストを生涯にわたって避けるという条件」をつけて釈放され、五〇ドゥカーテンの支度金を受け取ったことを報道するとともに、『率直なコメント』が皇帝によって直々に許可されたことも報じた。「セーケイの恩赦の知らせとこの書物の販売許可が同時に到着したことは注目すべきことである。イギリスでは厚顔無恥な率直さで君主について話す書物は抑圧されるだろう。それをヨーゼフ二世は自由に販売させるように命令した」⁵⁹。『エアランゲン実報』はパンフレット許可とセーケイ釈放を結びつけて考えているように思える。同様に七月二五日付『ブリュン新聞』五九号もセーケイ釈放を報じているが、「このよき君主が一度十分に法を満たさせた後、以前からこの恩赦を決定していたことを誰も疑わない」という文言から、この釈放がパンフレット許可とは関係なく、事前に決定されていたことを示唆する意図を読み取れる。しかし、『プラハ郵便新聞』は、後にこのセーケイ釈放自体を誤報だとしている⁶⁰。

『率直なコメント』はセーケイ事件についての議論をウィーンで喚起し、国外でも反響を呼んだ。その結果、反論パンフレットなどの関連出版物が多数出版されている。こうした反論パンフレットは何を問題にしたのだろうか。『率直なコメント』が提示した問題をもう一度まとめると、大きく分けて四つの論点が見えてくる。すなわち、①責任の所在、②刑罰、③暴君、④ウィーンの民衆啓蒙の成熟度である。これらの論点の論じ方によって、二次出版物の位置づけがはっきりしてくるだろう。第一の論点で問題になるのは、この事件において『率直なコメント』

が横領の真犯人として挙げた会計係カール・ラクナーの責任の有無と程度⁶⁴、また、セーケイの責任の程度、マリア・テレジアや近衛隊長工ステルハージ、監督官庁ハンガリー・トランシルヴァニア宮廷政庁の責任の有無⁶⁵である。第二の論点では、まず下された刑罰の妥当性⁶⁷、つまり、情状酌量の余地はなかつたのか、名譽刑は重すぎる刑罰なのではないかといった問題、次に審理方法の妥当性、すなわち、文民としてではなく、軍人として裁くべきではなかつたのか、フリーメーソンでなかつたら、敵罰にならなかつたのではないか、ヨーゼフによって被疑者に課せられた無罪立証責任は正しかつたのかといった問題、最後に君主による刑罰変更の可否という問題⁶⁶が挙げられる。これらの問題は刑罰決定に関するテクニカルな問題であり、法学上の専門的な議論につながっていく。第三の論点は、ヨーゼフ二世は暴君であつたか否かという問題である。第二の論点で挙げた君主による刑罰変更の可否がここでも重要な指標となる。これは啓蒙専制のあり方を問う視点を内包している。これについては、次章で詳しく検討する。そして、第四の論点はセーケイの刑罰を觀賞していたウィーン民衆の態度から導き出される民衆啓蒙の成熟度の問題⁶⁸である。これはしばしばプロテスタントドイツの啓蒙知識人によって批判的に取り上げられてきた論題であつた。

二一五、まとめ

第二章では、印刷メディアの中で事件がどのように語られ、情報伝達

がどのようにおこなわれ、言説がどのように変遷していったか、分析した。ここでは、まず事件について最初に突っ込んだ解釈を行なつたのがパンフレットであつたことを確認しておきたい。そして、この『率直なコメント』の提示した意見は、ヨーゼフ二世に対する専制批判を含む過激なものであつた。それゆえ、国内外の言論界の関心を引き、反論パンフレットの出版につながつた。様々な論点の内、もっとも反論パンフレットを引きつけたのは、「暴君」という表現にひそむヨーゼフ二世の専制体制の可否であつた。言論界の雰囲気は『率直なコメント』に不利な様相を示していた。こうした文脈を顧みるに『率直なコメント』出版の犯人捜しが始まつたことは自然な流れであつた。そしてこのパンフレットの連鎖から五番目の論点、皇帝に対する批判は許容されるのかという問題が生み出されるのである。次章ではこの問題について考察する。

三、「批判の自由」と取り締まり—啓蒙専制期の公共圏—

三一、「批判の自由」の行使—ヨーゼフ二世は暴君なのか？—

前章でも述べたとおり、『率直なコメント』は、ヨーゼフ二世の刑罰変更を批判し、彼を暴君と呼んだ。ザルツブルクで発行された雑誌『胡椒と塩』に収録された、ウィーン七月二日付論文「馬鹿で厚かましいロイトリンゲン人」は、『率直なコメント』を「君主が暴君として判決を法に反して厳しくした」ことを証明しようとしたものと捉えている⁷⁰。おそらく、多くの読者がこの論文の著者と同様の受け止め方をしていることだろう。『率直なコメント』が「批判の自由」によって問いたし

たヨーゼフ二世は暴君なのかという論題は、明らかにこのパンフレットが持つていた他の刑法的論点よりも強いメッセージを発信している。そして、ヨーゼフ二世がこのパンフレットに出版許可を出したことは、彼をパンフレット論壇という法廷に引きずりだし、彼の下した判決の正当性、さらには啓蒙専制体制の正当性について弁明を求めている者たちの挑戦を受けて立つことを意味していた。

『率直なコメント』のあとに出されたパンフレットの多くは、ヨーゼフ二世は暴君なのかという論点において、反論を試みている。たとえば、『率直なコメントへの応答』では、ヨーゼフがセゲドで行なった恩赦やパンフレットの出版許可を反証にして、「暴君」を否定する。⁷¹『セーケイの擁護者はセーケイよりも罪深い。ヨーゼフに宛てて』では、ヨーゼフ二世を専制君主と認めながらも、⁷²専制君主と暴君を峻別し、ヨーゼフ二世は暴君でないと結論づけている。しかし、重要なのは、こうした暴君であるかないかという直接的な議論ではなく、最終的に反論者たちによつて導き出された結論である。『率直なコメントへの応答』は「しかし君主よ、畏敬の念のない書物の一般的な流通を抑止するように方法を選ぶのは陛下の責任です。そのような書物の著者を国内から追放するのは国家の責任です。というのは、よき君主の中傷者は国家の最悪の市民であり、どんな悪行も可能だからです」という言葉でこのパンフレットを締めくくる。つまり、君主を「暴君」と罵るようなパンフレットを激しく非難し、取り締まりの強化を皇帝に嘆願しているのである。『セーケイの擁護者はセーケイよりも罪深い』も「個人的な憎しみ無くして、歩

んだ全ての道のりで親切心と寛大な心の足跡を残してきたヨーゼフに対して、誰がどのように書けるのか」とその筆致に対して激しく批判している。

ベルリンで発行されていた権威的書評誌『総合ドイツ叢書』では、君主の司法介入が好ましくないという見解を提示しているにもかかわらず、パンフレットの激しい攻撃性に対して苦言が呈されている。⁷³また、『国事報知』の中に『率直なコメント』の抜粋が掲載された際に、編集者のシュレーツァーは意図的に君主を「暴君」と誹謗した箇所を削つている。⁷⁴こうしたドイツの有名雑誌の反応を見ても、ヨーゼフ二世を暴君と呼ぶことは過激だと認識されていたことがわかる。皇帝擁護派の著者たちは、ヴーヘラーによる皇帝に対する「批判の自由」の行使を権利の濫用と見なし、規制することを要求した。つまり、彼らの求める公共圏には、強い自己統制が働いていたといえる。こうした主張は、誰がパンフレットを出版したのかという問題で頂点に達する。次節ではこの問題を見ていきたい。

三二二、誰がパンフレットを出版したのか

『率直なコメント』の著者および出版者がよく分からなかったことから、ウィーンではこの誹謗文書を書いた、あるいは出版したのは誰のだという問題が論じられた。騒ぎが大きくなり、七月一四日『エアランゲン実報』でヴーヘラーが出版者だと読める記事が掲載されると、ヴーヘラーは、七月二八日付『エアランゲン実報』五八号に反論を出させ

た。⁷⁷この中で、書籍商兼美術商ルーカス・ホーエンライトナーに罪を着せた上で、『エアランゲン実報』に対して、ヴーヘラーは、『率直なコメント』のオリジナルと海賊版とともに「セーケイ近衛隊中佐の犯罪と刑罰に関する率直なコメントの著者に宛てて」という自分が出版したパンフレットを送っている。この作品は『率直なコメント』に書かれた皇帝に対する誹謗を糾弾するものであった。⁷⁸ヴーヘラーは堂々と自分の名前を記した『率直なコメント』の著者に宛てて「を免罪符にしよ」と考えたのである。ところが、八月五日付『ウィーン新聞』六二号に「名誉回復」と題された長大な投書が掲載された。これは『エアランゲン実報』五八号で罪を着せられたホーエンライトナーが自分の身の潔白を証明するために出したものであった。彼は非常に詳細に『率直なコメント』が出版されるまでの経緯を暴露している。⁷⁹皇帝を擁護するパンフレットの出版によって、自分から目をそらさせようとしたヴーヘラーの偽装工作はこの投書で台無しになった。

更にヴーヘラーに対して『あとのくらの？ヴーヘラーのゴミくず商売に関する当局への愛国的な質問』と題されたパンフレットが出版された。ラウテンシュトラオホによって書かれたこの著作は、ヴーヘラーが書籍商になるまでの経緯や彼が出版してきたさまざまなパンフレットを取り上げ、彼を国賊として弾劾するものであった。⁸⁰『率直なコメント』に対しても「悪名高き誹謗文書」と断罪している。ラウテンシュトラオホは「この陛下への侮辱をあえて印刷する悪党が君主の慈悲からウィーン市民になり、特権を持った卸売商兼書籍商になり」、皇帝の前例なき

寛大さにつけ込んでいることを信じられないと嘆き、⁸¹ヴーヘラーの危険な意図を次のように示唆している。

「この恥ずべき著作がドイツ語圏諸領邦のためだけでなく、とりわけハンガリーのためのものであったので、ドイツ文字をよく読めない人たちにも購買意欲がわくように、更にそれがあたかもハンガリーで印刷されたかのように装うために、それをラテン語の活字で印刷させることが自分の仕事にふさわしいと考えた」。

ラテン語活字でのドイツ語書籍出版は当時としては珍しいものであり、ラウテンシュトラオホの指摘には十分妥当性がある。ハンガリーでは一七八五年頃から貴族の特権を脅かす様々な改革が導入され、ハンガリー貴族の不満は日に日に増大していた。つまり、ハンガリー貴族の間にはヨーゼフを暴君と見なす下地は十分にできていた。そのような状況下でわざわざラテン語活字でヨーゼフを暴君と断罪するパンフレットを出版することは、扇動活動として受け取られて当然である。ラウテンシュトラオホは、ヴーヘラーを利己的な理由で君主をおとしめる守銭奴として描写しつつ、書物によって外国へと君主批判が広がることを警戒している。⁸²そのため、彼は反乱の扇動者としてヴーヘラーを告発し、⁸³次のように特別委員会の招集を提言している。

「この偽証を行い、義務を忘れたウィーン市民にふさわしくない男に対する私の告発は、ほんの数人の市裁判官によって非公開に調査され、処理されることではない。私の告発はレス・プブリカであり、必要であれば、高次の官庁によって設置された独自の特別委員会によって取り

組まなければならない」。

しかし、ヴーヘラーはこの時点でいかなる刑罰も受けることはなかった。『率直なコメント』は皇帝自身によつて認可されていたからである。ただ、それでもヴーヘラーに対する危険人物としての印象は強く残ることになる。後にヴーヘラーのことを回想して、ニーダーエスタライヒ領邦長官ベルゲンは「先の皇帝『ヨーゼフ二世』によつて剥奪された市民権と追放に関して不平を漏らす、このヴーヘラーは帝国の臣民ではなく、外国人です。先の皇帝が促進なされた出版の自由の機会に、この君主に自分を売り込むことで、あらゆる反対意見にもかかわらず、先の陛下が彼に書籍商の権利と市民権を付与なざることを彼は知っていました」と皇帝に上申している。ベルゲンは一七八二年の警視庁創設より一貫して警察機構の強化を訴え、ウィーンに滞在する外国人の監視を主張してきた。このベルゲンの見解は、ヴーヘラーを国家に対する利敵行為を繰り返す外国人と見なし、警戒する姿勢を示している。こうした言説は、皇帝に対する誹謗文書を出す者を取り締まってほしいと懇願した『率直なコメント』への応答⁸⁷や『あとのくらしい』にも共通する言説である。

検閲は確かに『率直なコメント』を許可していたが、警察はむしろ監視を強めた。八月二二日付『ブリュン新聞』六七号では「あるウィーンの新聞」の情報として『率直なコメント』出版許可について著者を捜すための警察のおとり捜査であるという見解を紹介している。警察が『率直なコメント』の著者を把握しようとしていたことは間違いないだろう。一七八九年ヴーヘラーが逮捕されたときの調書でもこのパンフレットに

ついで言及されている。ヴーヘラーは、『率直なコメント』出版によつて警察から警告を受け、それまで行なっていた思い切った出版ができなくなったようだ。警察は『率直なコメント』を危険文書として認識し、ヴーヘラーを監視対象としたのである。

三一三、誰に対して「批判の自由」は許されるのか

ラウテンシュトラオホの『あとのくらしい』は、出版前にヴーヘラーの手に渡っていた。というのも、ある検閲官が提出されてきた手稿をその日のうちにヴーヘラーのところに持って行ったからである。この検閲官の協力の下に、ヴーヘラーは即日『あとのくらしい』の注釈つき海賊版を作ることに成功した。それが『誹謗者による誹謗文書への付録』という反論書である。この中でヴーヘラーは『率直なコメント』について皇帝の許可を得ており、またその前には一冊も販売していない点を強調している。また、出版者は「著者の人物や内容」を確認する必要がなく、「批判者としてではなく商人として」販売の自由を気にかけているだけだと主張する。また、ラウテンシュトラオホに対し、自分がパンフレットの発注者であったと言うことを裁判所で実証し、また著者を特定するように要求した。ヴーヘラーは出版者として自己弁明しただけでなく、自分のネットワークを活かして反論文書をドイツ語圏全域に拡散しようとした。『誹謗文書「あとのくらしい」に対する卸売商兼書籍商ゲオルグ・フィリップ・ヴーヘラーのための建白書』はツイラーに執筆依頼して出版されたものである。このパンフレットは、ラウテンシュトラオホ

が掲げたさまざまな論点に反論し、本稿冒頭に挙げた一七八一年の検閲法第三条を引用することで、君主に対する批判を正当化している。⁹³

また、ヴーヘラーはハレの啓蒙知識人カール・フリードリヒ・パールト (Karl Friedrich Bahrdt) に次のように執筆依頼をしている。「この印刷された添付物『あとどのくらい』のこと」からあなたは見てとったはずです。いかに私がかの有名な論争家ラウテンシュトラオホによっていじめられているか、そしていかに無関心に当地の検閲委員会が公の誹謗文を見過ごしているか。この検閲委員会の何人かのメンバーは、そのような名誉を汚す書籍の許可を拒み、同封している計画に従つてこの件に関する論文を望んでいます⁹⁴」。この執筆依頼は、ヴーヘラーに同調している検閲委員が複数いたにもかかわらず、基本的に検閲委員会は出版禁止ではなく、出版による反論を促していたことを示している。ヴーヘラーはラウテンシュトラオホの「誹謗文書」に対抗するために、「ウィーンにおける出版の自由とその作用に関する書物の計画」という企画を提案している。これはウィーンの出版文化のあり方に対するヴーヘラーなりの批判であった。ヴーヘラーはこの企画書の中で「皇帝はあらゆる批判、誹謗までも、印刷出版される場合、黙認させている」が、「国家の一市民に対する誹謗文書が同様に黙認されうるかどうかは別の問題である」として、皇帝に対する批判と市民に対する批判を区別するように促す。その根拠を「誹謗文書は目下の国制において権力者を傷つけることはあまりないが、市民からは容易にパンや家、中庭を奪うことができる」ことに求めている。そして「市民の公的な信用に対して不利益に

なりうる事実自体は相応の場所に告発されなければならないが、印刷によつて拡散される必要はない」と断言する⁹⁵。そして、ラウテンシュトラオホがヴーヘラーへの批判を組織的に行なっていることを指摘し、そのような出版物による私人に対する批判が不当なものであることを強調したのである。それによれば、ラウテンシュトラオホは「ウィーンの書籍商全てにヴーヘラーに対して、ヴーヘラーに反対する請願をし、彼の書籍業の禁止を主張するようにけしかけ」、「金を稼ぐために、『あとどのくらい』を書き、それを自分で出版した」。ヴーヘラーも二つの書籍の中で反論したが、「政府が、よく整備されている限り、狼藉に悩むべきではないことに関して、検閲のせいで意見を言うことができなかつた⁹⁶」。この手紙からヴーヘラーが公人と私人を区別し、私人に対する批判を規制すべき、すなわち私人に対する「批判の自由」に制限を課すべきだと主張していることがわかる。⁹⁷

三一四、まとめ

本章では、主としてヴーヘラーによるパンフレット出版という「批判の自由」の行使に対するウィーンの公共圏での反応を明らかにした。『率直なコメント』は、ドイツ語圏全体を代表する雑誌においては、君主と司法の問題を論じた刑法論文として扱われているが、本章で見たとおり、ウィーンを中心に出版された反論パンフレットにおいては、皇帝に対する誹謗文書として捉えられ、その出版自体が問題視された。特にラウテンシュトラオホの『あとどのくらい』は、ヴーヘラーを反乱煽動

者として告発するほどであった。セーケイ事件をめぐる出版騒動はハプスブルク君主国において、たとえ出版が許可されたとしても、皇帝に対して「批判の自由」を行使することが、いかなる結果に結びつくのかを的確に示すものである。つまり、「出版の自由の拡大」とうたわれたヨゼフ二世治世における公共圏には、集中的反論、誹謗に加え、警察による監視強化、検閲による再反論の抑制が行われるなど言論紀律化の動きが見られたのである。

おわりに

本稿は、セーケイ事件を例として情報伝達プロセスおよび事件の語られ方を明らかにして、「批判の自由」の行使とそれに対する言論紀律化について考察した。セーケイ事件のニュースを伝達したメディアとして新聞、雑誌、パンフレットを取り上げたわけであるが、情報の伝達はハプスブルク君主国のメディアにとどまらず、ドイツ語圏全域で行なわれている。セーケイ事件における情報伝達過程において事件の意味自体を転換させたのは、パンフレット『セーケイ近衛隊中佐の犯罪と刑罰に関する率直なコメント』であった。このパンフレットは事件を単なる横領事件ではなく、法に縛られることのない皇帝による不当な司法介入事件と読み替えた。新聞各紙で『率直なコメント』の出版自体がニュースとして報じられ、有力書評誌では書評が掲載されている。これはウィーンの公共圏がドイツ語圏全域の公共圏に組み込まれており、国境を越えたコミュニケーションが成立していたことを示す。

セーケイ事件をめぐるパンフレット騒動は、ハプスブルク君主国における「批判の自由」の実態をよく反映した事件であった。ヨゼフ二世は『率直なコメント』の出版許可を見てわかるとおり、自分に対する「批判の自由」を基本的に承認している。しかしこれは政府としての無条件の承認ではない。警察は著者を特定しようとする躍起になり、また出版者を危険人物としてマークした。おそらく反論パンフレットの中には皇帝あるいは警察の依頼で書かれたものもあつたはずである。「批判の自由」に対する政府の姿勢は、積極的肯定ではなく、消極的黙認であり、批判者の監視を怠ることはなかった。

また、一七八六年時点のウィーンにおいては、根強い皇帝支持層が存在しており、過激な言葉を使つて皇帝を批判した『率直なコメント』は誹謗文書として受容され、皇帝擁護の言論が流布された。これは警察の監視強化などと併せて、規範秩序を維持させるための言論の紀律化の現れである。その一方でドイツ語圏全域に広がつていたいわゆる「知識人の共和国」においては、セーケイ事件のパンフレットは、書評誌を通じて―表現の過激さには疑問が提示されつつも―君主と司法の関係性を問う論文として受容されている。これは地方公共圏の個別的な文脈での理解と国際的公共圏の普遍的な文脈での理解という二つの理解のあり方を示している。啓蒙期の知識人同士の文通や国境を越えて流通している新聞や雑誌による情報コミュニケーションは、地方公共圏と国際公共圏をむすびつけ、「批判の自由」の行使の際に知識人が言論紀律化に対抗できる場を提供した。

一八世紀後半における「出版の自由」あるいは「批判の自由」に関して考察する場合、常に国境を越えた情報コミュニケーションの存在を意識するべきであり、また同時に地方独自の文脈と国際的な文脈に注意を払う必要がある。「批判の自由」についても流通をめぐった情報の持つ意味を考察しなければならないだろう。

註

- (一) Hermann Gnaul, *Die Zensur unter Joseph II.*, (Straßburg/Leipzig 1911), S. 257.
- (二) ヘルマン・グナウ, *Die Zensur unter Joseph II.*; Oskar Sashegyi, *Zensur und Geistesfreiheit unter Joseph II. Beitrag zur Kulturgeschichte der Habsburgischen Länder.* (Budapest 1958).
- (三) ヘルマン・グナウ, *Die Zensur unter Joseph II.*
- (四) Leslie Bodi, *Tauwetter in Wien. Zur Prosa der österreichischen Aufklärung 1781-1795.* 2., erweiterte Auflage (Wien/Köln/Weimar 1995).
- (五) Ernst Wangermann, *Die Waffen der Publizität. Zum Funktionswandel der politischen Literatur unter Joseph II.* (Wien/München 2004).
- (六) Johannes Weber, "Deutsche Presse im Zeitalter des Barock. Zur Vorgeschichte öffentlichen politischen Rasonnements" in: Hans-Wolf Jäger (Hg.), *Öffentlichkeit im 18. Jahrhundert.* (Göttingen 1997), S. 137-149, hier S. 138.
- (七) Holger Bönig, "Aufklärung und Presse im 18. Jahrhundert" in: Hans-Wolf Jäger (Hg.), *Öffentlichkeit im 18. Jahrhundert.* (Göttingen 1997), S. 151-163,

hier S. 152.

- (八) Herbert Knittler, "Das Verkehrswesen als Ausgangspunkt einer staatlichen Infrastrukturpolitik" in: Herbert Matis (Hg.), *Von der Glückseligkeit des States. Staat, Wirtschaft und Gesellschaft in Österreich im Zeitalter des aufgeklärten Absolutismus.* (Berlin 1981), S. 137-160, hier S. 151-154.
- (九) Zentralbibliothek Zürich, Ms. V. 307.23, 2. Brief von Johann Pezzl an Johann Heinrich Heidegger vom 30. 4. 1785; 5. Brief von Johann Pezzl an Johann Heinrich Heidegger vom 16. 11. 1785. 次頁を参照せよ。Thomas Bürger, *Aufklärung in Zürich. Die Verlagsbuchhandlung Orell, Gessner, Füssli & Comp. in der zweiten Hälfte des 18. Jahrhunderts. Mit einer Bibliographie der Verlagswerke 1761-1798.* (Frankfurt am Main 1997), 83-91.
- (十) Haus, Hof- und Staatsarchiv (HHSStA) Kabinettsarchiv (KA) Vertrauliche Akten (VA) 38 alt 58. Bericht von Leopold Alois Hoffmann vom 26. 5. 1791, fol. 137r.
- (十一) HHSStA KA VA 38 alt 58. Bericht von Leopold Alois Hoffmann vom 30. 5. 1791, fol. 140v.
- (十二) Johann Pezzl, *Skizze von Wien*, 3. Heft, (Wien/Leipzig 1787), S. 558.
- (十三) Johann Rautenstrauch, *Schwachheiten der Wiener aus dem Manuskript eines Reisenden*, (Wien 1784), S. 21f.
- (十四) たかえび, "ウィーンを訪問したゲオルク・フォルスターは、たびたび新聞を読んだ。" フォルスターのウィーン旅行日記。 Brigitte Leuschner (Bearb.), *Georg Forster Werke. Sämtliche Schriften, Tagebücher, Briefe.* 12. Bd. (Berlin 1993).

- (15) 「文学の愛好者の方々に、ここにお知らせいたします。一七八三年一月二六日から、いわゆるシユピタルハウス内のノイアー・マルクトにあるカフェハウスで、次の新聞（一、ウィーン新聞および情報誌、二、当地の実報、三、エアランゲン新聞、四、レーゲンスブルク新聞、五、アウクスブルク新聞、六、ケルンのフランス語新聞、七、ハンブルク新聞、八、大きな英語新聞（『ロンドン・クロニクル』）の他に、以下の雑誌が無料で読むことができます。一、『ドイツ博物館』、二、『シュレーツマーの『国事報知』』、三、『ヴェクルリンの『年代記』』、四、『シンクの『演劇断章』』、五、『健康新聞』あるいはあらゆる身分からなる読者のための公益になつた『医学雑誌』、六、様々な当地の検閲に許可された有益で楽しいパンフレット。同時に、書き写した人がいるならば、筆記用具を用意する準備をしております。』 *Wiener Zeitung*, Nro. 9 vom 29. 1. 1783. Anhang.
- (16) Böning, "Aufklärung und Presse", S. 155-157.
- (17) Peztl, *Skizze von Wien*. 2. Heft, S. 147.
- (18) Ute Schneider, "Die Funktion wissenschaftlicher Rezensionsschriften im Kommunikationsprozeß der Gelehrten" in: Ulrich Johannes Schneider (Hg.), *Kultur der Kommunikation. Die europäische Gelehrtenrepublik im Zeitalter von Leibniz und Lessing*. (Wiesbaden 2005), S. 279-291.
- (19) ハンスヨアヒム・ヤーコプによる、こつした文脈で、歴史的事件ではなく、一七八一年の「出版の自由の拡大」をきっかけにウィーンで生じた「パンフレットの洪水」は、特殊な位置を占めていたと云う。Hans-Joachim

- Jakob, *Die Politiken bilden Gelehrte, die Broschüren aber Menschen. Studien zur Flugschriftenliteratur in Wien 1781 bis 1791*. (Frankfurt am Main 2001), S. 16f.しかし、ヤーコプとは反対にヨゼフ二世の行なつた「出版の自由の拡大」がウィーン知識人あるいはドイツ語圏の知識人にとって歴史的事件に匹敵する出来事であつたと解釈することもできるだろう。
- (20) Bodi, *Tauwetter* in Wien, S. 122.
- (21) Joseph Kropatchek (Hg.), *Handbuch aller unter der Regierung des Kaisers Joseph des II. für die K. K. Erbländer ergangenen Verordnungen und Gesetze in einer Systematischen Verbindung*. 17. Bd. (Wien 1790), S. 639.
- (22) Aloys Blumauer, *Beobachtungen über Oesterreichs Aufklärung und Literatur*. (Wien 1782), S. 43f.
- (23) 何人かの同時代人は、パンフレットの作用に関して非常に楽観的な展望を示している。たとえば、ヨハン・フリーデルはパンフレットが「普通の男性」(der gemeine Mann) の啓蒙に寄与したと主張している。Johann Friedel, *Briefe aus Wien : verschiedenen Inhalts an einen Freund in Berlin*. (Leipzig/Berlin 1783), S. 76.
- (24) パンフレットの発行部数については、拙著「十八世紀末ウィーンの出版文化」『史境』五十七号（二〇〇八年）三二七-五六頁、特に四三-四四頁、を参照しよう。
- (25) ロバート・ダントントン著、近藤朱蔵訳『禁じられたベストセラー：革命前のフランス人は何を読んでいたか』、新曜社、二〇〇五年。特に二六二頁の図を参照しよう。

(26) 山之内克子「ウィーンとベルリン：『啓蒙』をめぐる論争—ヨハン・フリーデル『ウィーンからの手紙』とその反論文書をめぐって』『神戸外大論叢』五四（一）、二〇〇三年、九一―一二四頁。

(27) ヨーゼフ二世はハンガリー王として戴冠せず、また領邦議會を開催することなく、すなわちハンガリー諸身分の同意を得ずに、ハンガリーにおいてコミタート制の導入など、いくつかの重要な改革を実施した。こうした専制的な改革手法に対して、ハンガリー諸身分は、一七八六年頃からヨーゼフ二世以外の君主をハンガリー王として推戴しようと画策している。ハンガリー情勢を扱ったパンフレットはこうした政治状況を踏まえて理解する必要があるだろう。この時期のハンガリー政治状況を概観したものに、バラージュ・

H・エヴァ（渡辺昭子、岩崎周一訳）『ハプスブルクとハンガリー』成文社、二〇〇三年、が挙げられる。また、ハンガリー諸身分による新ハンガリー王推戴計画については、特にRobert Gragger, *Weimar und die ungarische Königskrone mit dem Faksimile eines Goethe-Briefes*. (Berlin/Leipzig 1923) を参照のこと。

(28) 拙著「十八世紀末ウィーンの出版文化」三九頁。

(29) Eva Huber, *Sozialstruktur der Wiener Freimaurer 1780-1790*. (Dissertation, Wien 1991). II. Teil, 5. Band.

(30) Anonym, *Was ist von der Urteil des Szekely zu halten?* (o. O. 1786). S. 8. この化学研究とはおそらく錬金術や秘薬生成のことであり、彼は有名なフリーメーソンの一人であった。

(31) Lajos Abafi, *Geschichte der Freimaurerei in Osterreich-Ungarn*. (Budapest

1993). Bd. 1, S. 95, Bd. 4, S. 226f. Hans-Josef Irmen (Hg.), *Die Protokolle der Wiener Freimaurerloge "Zur wahren Eintracht" (1781-1785)*. (Frankfurt am Main 1994), S. 48f., 57f.

(32) Peter Karner, "Die Gründung der Evangelischen Gemeinde H. C. zu Wien" in: Peter Karner, *Die evangelische Gemeinde H. B. in Wien* (Wien 1986), S. 46-65, hier S. 51.

(33) 貴族の犯罪事件および恥辱的な刑罰事件として、ほぼ同時期に生じたポツタツキー―ヒテンシュタインの通貨偽造事件を挙げることができるが、この事件は事件の経緯について多くの新聞で取り上げられていたが、その後論争にまで発展していない。

(34) 『ウィーン新聞』、『ブリュン新聞』、『プレスブルク新聞』はそれぞれウィーン市役所内ウィーン図書館 (Wienbibliothek in Rathaus) に所蔵のものを確認した。『プレスブルク新聞』三七号から三九号までは現存していないため確認していない。『ブラハ郵便新聞』はブラハ市立文書館所蔵のものを確認した。また、『エアランゲン実報』に関してはバイエルン州立図書館に所蔵のものを確認した。ただし、五二号は現存していないため確認していない。『プレスブルク新聞』に関してだが、七月五日付五三号で執筆者が変わったことが告知されている。それに伴い紙面の内容に変化があったことは留意しておくべきである。

(35) 『歴史ファイル』の出版地にウィーンが含まれているが、これは書籍商ルドルフ・グレーファーがこの雑誌のウィーンでの販売を引き受けていたことからの記載であり、重要な出版地はドイツ諸都市にあった。Andreas Seidler:

Wolfram Seidler, *Das Zeitschriftenwesen im Donauraum zwischen 1740 und 1809: Kommentierte Bibliographie der deutsch- und ungarischsprachigen Zeitschriften in Wien, Preßburg und Pest-Buda* (Wien 1988) S.80.

- (38) Anonym, *Was ist von der Urteil des Szekely zu halten?* (o. O. 1786). ヴァンガーマンを始めとしてオーストリアの歴史家はこのパンフレットを紛失しているとしたが、実際にはゲッツティンゲン大学図書館に所在が確認できる。また、ヴーハラーの在庫目録に確認できるため、このパンフレットの出版者はヴーラーであった可能性が⁹⁰。Verzeichniß der verbotenen Artikel, welche auf dem Wucherischen Lager vorfindig sind. in: Wiener Stadt- und Landesarchiv (WStLA), 2.3.2.A3 Faszikel 3 — Firmen, Merkantilakten 1. Reihe w38.

- (37) 例えば、『政治ジャーナル』は、『セーケイ近衛隊中佐の犯罪と刑罰に関する率直なコメント』に対する反論文書が二〇点以上出版されたと報している。Gottlob Benedikt von Schirach (Hg.), *Politisches Journal nebst Anzeige von gelehrten und anderen Sachen*, 8. Stück. (1786). S. 852.

- (38) *Erlanger Real-Zeitung*, Nr. 35 vom 5. 5. 1786. S.299.

- (39) *Erlanger Real-Zeitung*, Nr.36 vom 9. 5. 1786. S.309f.

- (40) 六月二十六日付『エアランゲン実報』四六号。二元ハンガリー貴族近衛隊中佐セーケイ中佐は今や判決を得た。すなわち彼は七日不名譽除隊に処され、制服の勲章は彼からはぎ取られ、サーベルは取り上げられてへし折られ、川に投げ込まれた。次の三日間、彼は毎日二時間「不誠実な官吏」という札を首から掲げてさうし台に立った。一二日、彼は四年間の土木作業のためにセゲ

ドの鉄格子の中へと連行されていった。この時点で生きていなければ、彼は郊外の同地に行くように指示されている。彼によってなされた金庫横領の額は九万二千四百グルデンにも達し、そのうち三万五千グルデンが彼の個人的責任によるものである。誠実な彼の妻は幸運なことに彼に譲渡していなかったエーデンブルク（シヨブロン）にある邸宅と二万グルデンの資産を子供たちのために保持していた。ハンガリーの領邦諸身分は高潔な寛容さから彼らの父が得ていた近衛隊中佐の俸給を子供達に保証した。『*Erlanger Real-Zeitung*, Nr.40 vom 23. 5. 1786. S.345.

- (41) 六月二十四日付『プレスブルク新聞』五〇号。「七日ある犯罪者に判決文が発表された。彼は市民の服装を身に纏わされ、警察署に引き渡された。彼を懲戒免職にし、八年間、ただし鉄格子なしの城塞禁固にするという提案が彼を裁いた軍法側からなされた。しかし、君主はこの要請を次のように変更した。すなわち、彼は確かに懲戒免職されるが、その年齢のために、四年間だけ禁固刑に服するためにセゲドへ連行される。その代わりに彼は三日間連続で公開されている舞台上立たねばならない。一〇日に彼は三日目の立ちん坊を終えた。彼が最初に立ったときにある女性が舞台のあるホーエンマルクトを通りかかった。彼女はこのスペクタクルについて全く知らなかった。彼女は彼を一目見ると、馬車の中で気絶した。しかし、この夫人はギュンス（クーセグ）に自分名義の家と結婚契約の中で彼に少しも譲渡していなかった二万グルデンの資本を所有している。横領額は九万五千グルデンにも及び、彼の個人的債務は三万六千グルデンである。彼が見せしめ台に立つとき、彼の頭上には「不誠実な官吏」と書かれた板がかかっている。『*Preßburger*

Zeitung. No.41 vom 24. 5. 1786.

(42) *Erlanger Real-Zeitung*. Nr.46 vom 16. 6. 1786. S.395.

(43) *Preßburger Zeitung*. No.50 vom 24. 6. 1786.

(44) *Erlanger Real-Zeitung*. Nr.47 vom 19. 6. S.411, Nr.49 vom 26.6. S.425.

(45) *Brunner Zeitung*. Nr.53 vom 4.7. 1786. S.421.

(46) [Johann Jakob Fezer], *Freymüthige Bemerkungen über das Verbrechen und die Strafe des Garde-Obristleutnant Szekely* (Wien: Georg Philipp Wucherer 1786). 以後『率直なコメント』と略す。

(47) このパンフレットを出版したヴーヘラーという人物は、一七八三年にウィーンにやってくる。ルター派教会の建設に尽力し、「教会の父」(Kirchenvater) と呼ばれ、プロテスタントのための賛美歌集や教理問答書を出版する一方で、プロテスタントとカトリック間に未だ残る差別の芽を摘み取ろうと政府を批判する出版物を出版し、政治批判の牙城となった出版者である。ゲオルク・フィリップ・ヴーヘラーに関しては、拙著「一八世紀末ウィーンの出版文化—ゲオルク・フィリップ・ヴーヘラーの出版活動を例にして—」『史境』五七号、二〇〇八年、および Michael Winter, *Georg Philipp Wucherer (1734-1805) Großhändler und Verleger* (Frankfurt/AM 1992) を参照のこと。

(48) 『ラハ郵便新聞』では、「ある情報によれば」と留保つきながら、著者を伏せ字で「F. . .」であると報道している。これは、おそらくヴーヘラーの食客だったフェーツァーを指していると考えられる。*Prager Oberpostamtszeitung*. Nr. 64 vom 12. 8. 1786. しかし、ヴーヘラーはのちに警察の

取り調べを受けた際、「陛下によつて公に販売することが認められているパンフレット『真実の友に於る近衛隊中佐セーケイの犯罪と刑罰に関する率直なコメント』を、面識のない作家が私に同封された手紙と一緒に送つてくれました。[...] 私はその書物の著者を本当に知り得ませんでした」と述べている。

Allgemeines Verwaltungsarchiv (AVA) Inneres Polizei Pergen Akten 8 5 H4, Verhörprotokoll vom 14. 8. 1789, fol. 19v-20v.

(49) Anonym, *Widerlegung der freymüthigen Bemerkungen und Strafe des Garde = Obristleutnant Szekely*. [fo. V.] 1786). S.15.

(50) Anonym, *Briefe über den gegenwärtigen Zustand der Litteratur und des Buchhandels in Oesterreich*. [fo. V.] 1788). S.157.

(51) *Prager Oberpostamtszeitung*. Nr. 61 vom 1. 8. 1786.

(52) Anonym, *Briefe über den gegenwärtigen Zustand der Litteratur*. S.157. このした海賊版のため、大量に在庫を抱えてしまったとヴーヘラーは後に語っている。AVA Inneres Polizei Pergen Akten 8 5, fol. 20r.

(53) *Freymüthige Bemerkungen*. S.4.

(54) 「セーケイは以上会計業務に携われず、軍籍を無効とされ、刑罰を文民にゆだねられる。彼はその後違法行為のあった場所、すなわちウィーンで、三日間連続で、一日につき二時間ホーエンマルクトの舞台に見せしめのために立たなければならぬ。彼には八年の懲役刑が課されているが、私は彼の年齢を考慮して恩赦で四年に減刑する。彼はハンガリーのための文民刑務所セグドで他の囚人と同様に通常の食事を取りながらこの懲役刑を耐えなければならぬ」。Ibid. S.6. 「セーケイのような、ずさんな会計役人が金銭を着

服している場合、皆その金がどこに行つたのか、しらを切る事ができる。金銭、特に九万七千グルデンのような大金が金庫に見つかからない場合、金を盗んだかを証明することはやはり裁判官の責任ではなく、彼が金を横領してないことを証明することが彼自身に帰せられるのである。彼がそれを証明できないのであれば、即座に彼は泥棒といふことになる。それゆゑ、彼が懲戒免職されてすぐに、軍籍剥奪が行なわれるという彼に対する判決を執行し、彼に不誠実な官吏として張り紙をつけることはなんの問題もない」。Ibid. S.7.

(55) Ibid. S.14.

(56) Ibid. S.17.

(57) *Erlanger Real-Zeitung*. Nr.54 vom 14. 7. 1786. S.465f.

(58) ラウテンシュトラオホのヴァーナー批判に関しては次章で扱う。

(59) *Politisches Journal*. 8. Stück, 1786. S.852.

(60) *Erlanger Real-Zeitung*. Nr.57 vom 24. 7. 1786. S.495f.

(61) *Erlanger Real-Zeitung*. Nr.57 vom 24. 7. 1786. S.496.

(62) *Bryunner Zeitung*. Nr.59 vom 25. 7. 1786. S.466.

(63) 「先に報じられたセーケイ釈放は全く根拠のないものであることが判明した。彼はセグド刑務所に「今も」入っている。君主は周遊の際にただ彼の年齢に考慮して重い鉄枷を外し、ときどき刑務所の中庭で新鮮な空気を吸えるように許可する」と命令しただけであつた」。 *Prager Oberpostamtzeitung*. Nr. 65 vom 15. 8. 1786.

(64) これについては、真犯人とされたラクナーの長男によって書かれた『率直

なコメントへの応答』が正面から論じている。著者は自分の父の名誉回復のために、ラクナーが死んだ前後の状況に関する詳細な情報を開示し、さまざま状況証拠からラクナーの潔白を主張した。[Karl Lakner], *Antwort auf die freymüthigen Bemerkungen über das Verbrechen und die Strafe der Garde-Obristenants Szekeley* (Wien: Sebastian Hartl 1786).

(65) たとえば、プラハで出版された『セーケイの擁護者はセーケイよりも罪深い。ヨーゼフに宛てて』では、セーケイが損失補填のために錬金術に没頭したことは過失であると論じられてゐる。Anonym, *Szekeleys Vertheidiger strafbarer als Szekeley, an Joseph: Eine Beleuchtung der freymüthigen Bemerkungen über das Verbrechen und die Strafe des Garde-Obristenants Szekeley*. (Prag: Wolfgang Gerle 1786). 他に『セーケイの判決によつて何が保持されるのか』は、セーケイの罪をラクナーに対する信頼、金庫の確認不足、そのことによる重大な過失に求めている。Anonym, *Was ist von der Urteil des Szekeley zu halten?* (o. O. 1786). したがつて、こうした見解に対して、ザルツブルクで発行された雑誌『胡椒と塩』に収録された、ウィーン七月二十二日付論文「馬鹿で厚かましいロイトリンゲン人」では、追伸として挿入されている部分で、「再度の会計審査で金庫の金全体が幾分か少なくなつてきており、セーケイに本当に責任がなかつたことが明らかになつた」と捜査の過失が指摘され、「このことが事実だとしたら、名誉を失つたセーケイに同情を禁じ得ない。皇帝は公的な補償をし続ける責任があるだろう」と皇帝に責任が求められてゐる。この『胡椒と塩』は販売禁止に処せられ、一部販売することに五〇

ントへの罰金が科せられた。"Der dumdreuste Reutlinger im Prozeß des Obristleutenants Szekely wider den Kaiser" in: [Franz Ritter von Steinsberg; Franz Xaver Huber (Hg.), *Pfeffer und Salz*. Nro. 2. (Salzburg: [o. V.] 1786). S. 21-34. Hier 33f.

(66) ほとんどのパンフレットが皇帝や監督官庁の責任を問わなかった。

(67) これに関して、『セーケイの擁護者はセーケイよりも罪深い。ヨーゼフに宛てて』は免職や長年の忠勤は情状酌量の理由にはならず、犯罪抑止のためにも厳しい司法が必要であり、正当な理由があれば君主による厳罰化も認めらるべしと主張している。Anonym, *Szekelys Vertheidiger strafbarer als Szekely, an Joseph: Eine Beleuchtung der freymüthigen Bemerkungen über das Verbrechen und die Strafe des Garde = Obristleutenants Szekely*. (Prag: Wolfgang Gerle 1786).

(68) 皇帝による厳罰化の可否については、『セーケイの判決はすべて何が保持されるのか』が三点から考察している。すなわち、①統治者は法の立案者かつ刑罰の創設者であるのだからこれを変更しない。②最高裁判官として裁判所判決を棄却する権利を有する。③裁判所が軽すぎる判決を下した場合、厳罰化が必要になりうる。この三つの命題を考察して、最終的に厳罰化の正当性は法の尊厳、恩赦の権利、君主国の概念と両立せず矛盾するところから疑問を提示した。Anonym, *Was ist von der Urteil des Szekely zu halten?* (o. O. 1786).

(69) この問題に関しては、ゲッティンゲンでシュレーツァーが主宰していた『国事報知』九卷三四号（八月発行）で指摘されている。August Ludwig

Schlozer (Hg.), *Stats = Anzeigen*, 9 Bd. 34 Heft (Göttingen 1786), S. 222.

(70) この論文のタイトルは出版者ウィーラーがロイティングゲン出身であったことと関係がある。タイトルの通り、『率直なコメント』に対しては批判的である。

(71) 四年の判決が下されたセーケイを自ら恩赦釈放する君主が暴君かどうかを。パンを食べる庇護の下で外国からやってきて、自分の陛下に対する中傷を市民に拡げている書籍商を不問に付す君主が暴君かどうかを。[Karl Lakner], *Antwort auf die freymüthigen Bemerkungen über das Verbrechen und die Strafe der Garde-Obristleutenants Szekely* (Wien: Sebastian Hartl 1786), S. 12f.

(72) 「人はヨーゼフを専制君主と呼ぶ。もし制限を受けない君主が専制君主として考えられたら、彼は専制君主だ」。Anonym, *Szekelys Vertheidiger strafbarer als Szekely, an Joseph: Eine Beleuchtung der freymüthigen Bemerkungen über das Verbrechen und die Strafe des Garde = Obristleutenants Szekely*. (Prag: Wolfgang Gerle 1786), S. 22.

(73) [Karl Lakner], *Antwort auf die freymüthigen Bemerkungen*, S. 15.

(74) Anonym, *Szekelys Vertheidiger strafbarer als Szekely*, S. 14.

(75) *Allgemeine Deutsche Bibliothek*, 75 Bd. 1 Stück, S. 97-99.

(76) *Stats = Anzeiger*, 9 Bd. 34 Heft, S. 216.

(77) 「あるウィーンの支援者 [ウィーラーの食客フェーツァー] が私たちに [次のように] 書き送ってきました。あなた [エアランゲン実報の編集者] は、貴紙の五四号でウィーラー [ウィーン] で出版されたセーケイの犯罪と刑罰

に関する書籍に言及しました。そしてあなたは、通信員からだまされたために、同書の印刷業者と出版者を罰しました。真実への愛から、私はあなたに言わなければなりません。逆上するあまり君主に対する誹謗を印刷してしまふウィーンの印刷機は存在しないでしょう。おそらく国内の著者が書いたその作品は、どこからかは神のみぞ知ることですが、当地の書籍商兼美術商のホーエンライトナーに宛てて送られたものです。皇帝が公の販売を認められた後になってようやく、皇帝ヨーゼフ二世世を攻撃する小型本を出版しているといわれている男「ヴーヘラーのこと」にも知らされませんでした。[...]ここにオリジナルのものと海賊版のものを同封しました。同時に私はあなたに著者の不作法さをとがめるヴーヘラー氏によって出版されたその書物への答えを送り届けます」。Erlanger Real-Zeitung Nr.58 vom 28. 7. 1786; S.499f.

(78) ヴーヘラーは自分が出版者でないことを示すため、あるいは自分が出版物の内容に閲知していないことを示すために、『率直なコメントの著者に宛てて』の他に、『刑事事件における皇帝の正当化』というパンフレットを出版しよう。Anonym, *An den Verfasser der freymüthigen Bemerkungen über das Verbrechen und Strafe des Garde-Obstlieutnants v. Szekely* (Wien: G. Ph. Wucherer 1786). Anonym, *Die Rechtfertigung des Kaisers in seinem Kriminallverfahren* (Wien: G. Ph. Wucherer 1786). 同封した出版物に対して『オーストリアの文学および書籍業の現況に関する手紙』は「この著作は当然のように検閲を通ったので、この著作を出版させた自分が愛国者であることを示すために、非常にはでに出版者の奥付をつけました。しかし、結局の

所、それらはでつち上げられた恥知らずな偽善であり、それ故『セーケイに関する率直なコメント』自体よりも罪深いものでした」と批判し、また『総合ドイツ叢書』の書評も「コメントの著者があえて行なった表現の調子と厚かましきしか攻撃していない。この事件自体とは全く関係が無く、あらゆる見地から見ても全く無意味なものである」と酷評している。ヴーヘラーのこうした出版戦略は、当時の知識人の間で批判的に受け止められたといえよう。Anonym, Anonym, *Briefe über den gegenwärtigen Zustand der Literatur*. S.162; Friedrich Nicolai(Hg.), *Allgemeine Deutsche Bibliothek*, 76. Bd. 1. St. (Berlin 1787), S.97.

(79) 「多分六月二十七日か二十八日、この書物が印刷されたときに、当地の卸売商兼書籍商ゲオルク・フィリップ・ヴーヘラー氏が大意でやってきて私にこう尋ねました。「あなたは秘密を守れますか。私の所に検閲を済ませたいと考えている作品があります」。付け加えて言うには、「私とそのパンフレットを書くきっかけを作家に与えたという疑いを避けることが私にとって重要でなかったとしたら、あなたを仲介するために必要とはしなかったでしょう」。

このパンフレットが何を扱っているのか、事前にはつきりと言った。六月三〇日、彼は私に店子の一人をやって送り主払いで小包を送ってきました。それを開けると、五〇部の作品と一枚の偽装された手紙がありました。次のようなものです。

「親愛なる人！
ここに同封した書物、五〇部を受け取って、一部一四クローツァーで販売し

てくれませんか。一五パーセントの手数料を差し引いたあとで中に入れた紙の半分を（ここに担保手形「Bausatzel」と同じく切り取られた一片の紙が置いてあった）示す人に渡して下さい」。

しかし私は七月一日にそのうちの1部を、手紙と紙の断片と一緒に、検閲に持って行きました。七月三日五〇部全て検閲から要求され、一四日、売ってもよろしい、返却するという報告とともにそれを受け取りました。[...]

数日後、この書物の著作者のために捜査が行われるらしいという噂が広がりました。私はそれをヴァーラー氏に書き知らせました。そして彼から次のような手書きの返答を受け取ったのです。

「私は捜査が行われるとは思いません。けれども、さしあたり捜査が行われた場合にあなたが何をすべきかを教えておきたいと思います。自分のところへ五〇部ほど誰からかはわからないままに送られてきたとやましいところなく言って結構です。販売許可が得られた後に私も販売のために一部持っていたと私から聞き知ったことにします。もしそれが一部必要ならば、私の所から持って行かせませう。これであなたは十分に弁明されるべし。」[...]。Wiener Zeitung Nro.62 vom 5. 8. 1786. in: Briefe. S.159-161.

(80) Johann Rautenstrauch, *Wie lange noch? Eine Patriotenfrage an die Behörde über Wucherers Skarteken Groghandel*. (Wien: [o. V.] 1786). S.48.

(81) *Ibid.* S.46f.

(82) 「もし外国に住む無教養な人々がこの恥ずべき書物を手に入れたなら、

それを信じるように惑わされるだろう。侮辱された権力者の声かあるいは抑圧された民衆の声か、どちらかがこの中で発言していると。けれども、述べているのはたった一人の惨めな人、卑しき利欲にさいなまれた小型小商人なのだ。彼は、公衆が自分の出版物の山を全てもつと確実に買いあさり、そのことで食い扶持をえるために、支配者に反対する無益な信念をすべての公衆に抱かせることを考えていた」。 *Ibid.* S.50.

(83) 「この男の犯罪は実際最高の段階に達している。君主が暴君と呼ばれるような場所では、国家の安寧はきわめて危険な状態にあり、紀律と秩序は遠く離れたところであり、畏敬と服従はばかげたものに、空虚な形骸になる。そして一般的な混乱の危険が、三十万の武装兵団にもかかわらず、危惧され得る」。

Ibid. S.51.

(84) *Ibid.* S.55.

(85) この文書は、ヘルゲンが禁書販売の罪で一七八九年に国外追放されたヴァーラーのウィーンへ帰還許可を嘆願する書状についての所見を皇帝レオポルト二世に上申したものである。AVA Inneres Polizei Pergam Akten 8 5 H26: Allerunterhänigste Note, die von Philipp Wucherer gegen die Polizey angebrachte Beschwerde, betrff. 24. Februar 1791, fol.100v-101r.

(86) エーカンプ二世治世下の警察機構について詳しうて Friedrich Walter, "Die Organisation der staatlichen Polizei unter Kaiser Joseph II." In: *Mitteilungen des Vereins für Geschichte der Stadt Wien* VII (1927) 22-53. 参照(81)。

(87) 「セーケイに関する書物の公の販売が許可されたにもかかわらず、警察ははつきりと表明された命令で著者の手がかかりをつかもうとしている。著者を発

見たものには二〇ドゥカーテンの報奨金が約束されている。この侮辱的な著作を公に許可したのは、ウィーンからさう遠くないところで発見されるはずの著者を確実に探し当てるためであると言われている。Brunner Zeitung Nro.67 vom 22. 8.

(88) 「私のところには、しばしばこの種の手稿、すなわち全く無価値であるか、当地にあわないと私が予測するものもあるために、使用するにたたく返すことになる原稿が郵便小包か他の方法で匿名で送られて来ます。AVA Inneres Polizei Pergen Akten 8 5 H4, Verhörsprotokoll vom 14. 8. 1789, fol.19r-20r.

(89) 「かの有名なセーケイに下された御判決に関して短くまとめられた誹謗文書は、先の陛下によって寛大にも軽蔑でもって見逃されました。このウーラーは、それからしばらく『三人の詐欺師』という腹立たしい書物も含むさまざまな禁書の秘密販売をやめました。彼は警告を受けていたので、AVA Inneres Polizei Pergen Akten 8 5 H26, Alleruntertänigste Note, die von Philipp Wucherer gegen die Polizey angebrachte Beschwerde, betr. fol.101r.

(90) Anonym, *Briefe über den gegenwärtigen Zustand der Litteratur*. S.162f.

(91) Anonym, *Eine Beilage zum Pasquill von dem Verläumdeten*. (Wien: Georg Philipp Wucherer 1786). S.60.

(92) たとえば、ウーラーはカールスルーエの卸売商シュミューダーにこうして反論文書を可能な限り広めるように依頼している。Karl von Güntherode, *Korrespondenz der Heiligen aus dem Mittelalter und Briefe der Narren aus*

den neueren Zeiten. Zweites Paket. (Leipzig 1787). S. 40f.

(93) 「あらゆる批判は、統治者から最下層の者たちまで許され得る。とらつのも、真実がこのような方法で彼の手に入るのならば、誰にとつても好ましくないではないからである」という君主の宣言が著者にとつて規範となる。出版者はこの道を開く。著者が真実の保証人となる。Ziller, *Denkschrift für den Groß- und Buchhändler Georg Philipp Wucherer, gegen das Klagebühl Wie lange noch*. S.25.

(94) Briefe vom Wucherer an Bahrdt vom 12. 9. 1786. In: Degenhard Pott, *Briefe angesehenener Gelehrten, Staatsmänner, und anderer, an den berühmten Martyrer D. Karl Friedrich Bahrdt, seit seinem Hinweggange von Leipzig 1769, bis zu seiner Gefangenschaft 1789*. Dritter Theil. (Leipzig: Weygand 1798). S.196f.

(95) *Ibid.* S.197. 実際にはウーラーは『あと2人のくらゐ』出版によつてプロテストアント共同体の長老職を失つている。Michael Winter, *Georg Philipp Wucherer*. S.54.

(96) *Ibid.* S.200.

(97) 一七八六年九月の時点でウーラー自身、多くの批判文書を手にかけてきた。だが、彼の批判の矛先は、多くの場合、聖職者、裁判官、君主、あるいは政府機関などであった。ハールトが依頼を受けて執筆した『出版の自由とこの限界について』君主、検閲官、作家が心に留めおけるように』の中では、①宗教、②国家と君主、③私人が区別され、前者二つが許されるのに対して、私人に対する誹謗は慎むべきだと批判されている。Karl Friedrich Bahrdt,

Ueber Pressfreyheit und deren Gränzen: Zur Beherzigung für Regenten,
Censoren und Schriftsteller. (Züllichau 1787).